

家が報告した国名を記載すること。なお、外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

7 患者略名

ローマ字(半角)のイニシャルを記載すること。なお、原則としてローマ字の後にピリオド(半角)「.」をつけること。外国症例の場合、基本的に送信されたイニシャルをそのまま使用して差し支えない。

8 身長、体重

(1) 身長

小数点以下は四捨五入すること。

(2) 体重

副作用等発現時の体重を記載し、小数点以下は四捨五入すること。ただし、小児等の場合には小数点を含めた6桁で記載して差し支えない。なお、外国症例の場合、基本的には入手した情報をそのまま使用しても差し支えない。

9 過去の副作用歴

過去に投与された医薬品に関する副作用・感染症名を記載すること。併用薬や今回の副作用・感染症に関与している可能性のある医薬品の副作用・感染症名は記載しないこと。併用薬と他の被疑薬に関する情報は別紙様式第8(二)の「治験薬及び医薬品の情報」欄に記載すること。該当がない場合は「なし」と記載すること。また、外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。なお、各副作用の発現状況等については、別紙様式第8(三)の「関連する過去の医薬品使用歴」欄に記載すること。

10 原疾患・合併症・既往歴

被験者のアレルギー性疾患、慢性腎炎、腎不全、肝硬変症等特記すべき既往歴等を記載すること。症例を適切に理解するために必要な疾病、妊娠等の状況、手術処置、精神外傷(psychological trauma)等の情報を記載すること。外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。なお、当該原疾患・合併症・既往歴の治療歴等に関する情報については、別紙様式第8(三)の「関連する治療歴及び随伴状態」欄に記載すること。

11 死亡日

副作用によるか否かに関係なく、被験者が死亡した場合に「死亡」に至った日(年・月・日)を記載すること。また、年のみ又は年・月のみわかっている場合は、わか

つている範囲まで記載すること。外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

1.2 報告された死因(死亡の場合)

被験者が死亡した場合にその死因を記載すること。外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

1.3 治験薬及び医薬品の情報

(1) 本項目における全般的な注意事項は以下のとおり。

ア 担当医等が被疑薬と認めた治験薬及び医薬品(麻醉薬、輸血等を含む。)並びに被疑薬の使用期間中に使用された医薬品を記載すること。

イ 副作用・感染症の種類、発現時期等により副作用・感染症の評価の上から必要と思われる場合は、被疑薬投与期間前後の使用医薬品名(麻醉薬、輸血等を含む。)についても記載することが望ましい。

ウ 輸血の場合には全血、成分輸血、保存血、新鮮血等の詳細を記載すること。

エ 治験薬(第一被疑薬)、その他の被疑薬、その他の医薬品の順に記載すること。

報告対象の治験薬あるいは治験薬と同一成分のものを第一被疑薬とみなす。複数ある場合は、原則として投与開始日が早いものから順に記載すること。

オ 副作用・感染症の治療に使用した医薬品は記載しないこと。

カ 外国情報の場合等で企業名が特定できない場合は、記載を省略しても差し支えない。

キ 感染症報告の場合には、当該治験薬のロット番号を治験薬名の下に記載すること。

(2) 治験薬名及び販売名

ア 国内で承認されている医薬品の販売名を記載する。

イ 未承認の治験薬の場合は、治験成分記号を記載する。

ウ 外国情報で報告対象の治験薬以外のものは、海外販売名を半角英数字で記載する。

エ 併用薬の販売名が特定できない場合は「UNKNOWN DRUG」と記載する。

オ 二重盲検による報告のうち開鍵されていない場合は、販売名の前に「B_」を記載し、実薬であると判明した場合は「B_」を削除して追加報告を行う。

【記載例】B_〇〇〇(治験成分記号)

(3) 一般的名称

ア 一般的な名称が定められている場合は、その名称を記載すること。また、この場合は、JAN(Japanese Accepted Names for Pharmaceuticals:日本医

薬品一般名称)を優先して記載すること。JANは決まっていないが、INN (International Nonproprietary Names for Pharmaceutical Substances: 医薬品国際一般名称)等の名称が決まっている場合は、当該名称を半角英数字で記載しても差し支えない。

- イ 未承認の治験薬の場合で、一般的な名称が定まっていない場合は、治験成分記号を記載すること。
- ウ 配合剤の場合は、葉効成分の一般的な名称を記載する。
- エ 併用薬等の一般的な名称及び葉効群ともに不明の場合は「UNKNOWNDRUG」と記載すること。
- オ 一般的な名称が未定又は定められていない場合は、別紙様式第8(二)の報告者等の意見欄に当該成分、製剤等の特徴や葉効等を簡単に記載する。
- カ 二重盲検による報告のうち開鍵されていない場合は、一般的な名称の前に「B_」を記載し、被験薬であることが判明した場合は「B_」を削除して追加報告を行い、対照薬であることが判明した場合は取り下げ報告を行うこと。なお、対照薬等の一般的な名称及び投与量等を別紙様式第8(二)その他参考事項等欄に記載すること。

(4) 被疑薬

全ての治験薬及び医薬品において、担当医等が判断した医薬品の副作用・感染症への関与における位置付けを「S:被疑薬(suspected)」、「O:その他(other、併用薬等を含む)」、「I:相互作用(interaction)」の中から選択し、英文字を記載する。ただし、少なくとも一つの被疑薬を含むこと。

(5) 経路

別表5の分類に準じて記入記号を記載し、分類にない場合は、具体的に記載すること。

親子報告において、子及び胎児の報告では、子及び胎児に与えられた医薬品の投与経路を記載すること。通常は母乳経由のような間接的曝露であるが、子に投与された他の医薬品については、通常の投与経路を含むこともある。また、親の報告の場合では、親の投与経路を記載すること。外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

(6) 効能

正確な効能名を別表6で示した効能コードに従って記載すること。

(7) 投与量(投与量/回、回数)

「投与量/回」欄には1回の投与量及びその単位、「回数」欄には1日の分割投与回数、投与間隔単位数及び投与間隔の定義を記載すること。外国情報で1回の投与量が不明であるが、1日投与量が分かる場合には、1日投与量を記載す

ること。投与量が表現できない場合(適量、頓服、1回のみ服用等)は、記載できる範囲内で記載すること。

(8) 投与期間(開始日、終了日)

ア 投与開始日と投与終了日を記載すること。なお、投与が継続されていれば「終了日」欄に「継続」と記載すること。外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

イ 投与開始日と投与終了日が不明で投与期間が分かっている場合には、「終了日」欄に「(○日間)」と投与期間を記載すること。この場合、医薬品の投与の総期間を記載し、間歇投与期間もこれに含まれる。

(9) 治験薬及び医薬品の使用理由

ア 使用理由のうち原疾患には下線を付し、合併症は()で囲む。

イ 原疾患及び合併症に対する治療薬剤がない場合には、本欄の一番下にそれぞれ下線を付して記載すること。

ウ 同一医薬品に複数の使用理由がある場合は、複数記載すること。この場合、主な使用理由は一番最初に記載すること。

エ 外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

1.4 副作用・感染症

報告対象の個々の副作用・感染症ごとに発現状況や転帰等について記載すること。

(1) 重要性

第一次情報源が判断する重要性及び重篤性において、以下に示す分類番号を記載すること。また、「重篤」の判断は規則第66条の7に従い、第一次情報源が判断する。不明の場合は空欄とする。

1 =第一次情報源により重要とされたが、非重篤

2 =第一次情報源により重要とされず、非重篤

3 =第一次情報源により重要とされ、重篤

4 =第一次情報源により重要とされなかったが、重篤

(2) 副作用・有害事象名

報告対象である副作用・感染症名を記載すること。各副作用・感染症名に対応する日本語版M e d D R A収載用語に対応できる場合は、「M e d D R A - P T(基本語)」欄及び「M e d D R A - L L T(下層語)」欄に記載し、それぞれのコードを()内に記載することができる。また、M e d D R A用語を用いた場合は、担当医等が報告した副作用・感染症名を()書きで「M e d D R A - P T(基本語)」欄に記載すること。

(3) 持続期間

本項目は通常、副作用・感染症の発現日あるいは終了から計算される。しかし、発現日あるいは終了日と持続時間の両方ともに有用となる場合もあるため、(例:アナフィラキシーや不整脈のような短期間の副作用・感染症の場合)、持続時間を「日」より小さな単位(時間、分、秒)で記載できる場合に記載すること。発現日及び転帰日ともに正確な日付が記載されている場合は、必ずしも記載する必要はない。

(4) 発現日

報告対象の副作用・感染症の発現日を記載すること。正確な日付が記載できない場合は、分かっている範囲で記載すること。外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

(5) 終了日

報告対象の副作用・感染症の回復日又は軽快日を記載すること。正確な日付が記載できない場合は、分かっている範囲で記載すること。外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

(6) 投与開始から発現までの時間間隔及び最終投与から発現までの時間間隔

投与開始から副作用・感染症が発現するまでの時間間隔、あるいは最終投与から副作用・感染症が発現した場合に最終投与から発現するまでの時間間隔を記載すること。投与開始日あるいは最終投与日と発現日の両方が分かっているが、副作用・感染症の発現した間隔が非常に短い状況(例:アナフィラキシーのように数分間隔の場合)や曖昧な日付しか分からないが時間間隔についてはより多くの情報が得られている場合に記載することができる。なお、被疑薬継続投与中に副作用・感染症が発現した場合は、「最終投与から発現までの時間間隔」欄の記載は不要である。

(7) 転帰

「回復」、「軽快」、「未回復」、「死亡」、「回復したが後遺症あり」を記載すること。なお、不明の場合は、「不明」と記載すること。

不可逆性の先天異常の場合は、「未回復」を記載すること。「死亡」とは第一次情報源や治験責任医師である報告者が副作用・感染症と死亡との関連がある又は否定できないと考えている場合を指す。死亡が第一次情報源及び治験責任医師である報告者の両方によって副作用・感染症と関連がないとされる場合は、本項目で「死亡」を選択しないこと。

(8) 副作用・感染症の発現状況、症状及び処置等の経過

- ア 副作用・感染症の症状発現前から転帰の確認までの経過を経時的に全体像が把握できる程度に簡潔に記載すること。なお、副作用・感染症の評価の上から必要と思われる場合には、治験薬投与前の被験者等の状態についても記載すること。
- イ 副作用・感染症に対する治療等も簡潔に記載すること。

ウ 評価上必要と考えられる併用薬、併用療法(放射線療法、輸血、手術、麻酔、透析療法、理学的療法、食事療法、カテーテル留置等)があれば、併せて記載すること。

エ 死亡例において、剖検されている場合には剖検所見を記載すること。

1.5 担当医等の意見

当該副作用・感染症について診断、因果関係の評価又は関連があると考えられるその他の問題についての担当医等の意見を記載すること。外国情報等で担当医以外の者の意見である場合、誰の意見であるかを記載すること。外国情報で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。

1.6 報告者の意見

(1) 報告者として因果関係の見解を医学的考察を付して記載すること。

また、第一次情報源による診断に対する異議や別の判断を記述することもできる。

(2) 重篤性の評価が担当医等と報告者で異なる場合は、その内容を記載すること。

(3) 被験薬の一般的名称がない場合は、当該成分、製剤等の薬効(作用機序)及び特徴を簡単に記載すること。

(4) 外国情報の場合は、外国企業の意見ではなく、報告者としての意見を記載すること。なお、外国情報の場合で、外国企業の意見と日本の報告者の意見を本項目に記載する場合は、それぞれの意見を区別して記載すること。

1.7 今後の対応

(1) 当該副作用・感染症等に対する報告者の評価に基づく処置と今後の対応について記載すること。

(2) 医療機関への報告(実施医療機関内及び一の治験実施計画書に基づき共同で行っている他の医療機関への報告)、同意説明文書の改訂、治験実施計画書の改訂、使用上の注意の改訂、承認申請の資料概要(使用上の注意案等)の改訂等の処置を行ったか又は今後行う予定があるかを記載すること。医療機関への報告については、その手段(連絡文書の送付、改訂治験薬概要書の提供、電話連絡等)を併せて記載すること。

(3) 外国情報の場合は、外国企業の対応ではなく、報告者の対応を記載すること。

(4) 報告者が面談を要すると考える場合については、面談希望の旨記載すること。

1.8 報告者による診断名／症候群及び／又は副作用／有害事象の再分類

(1) 第一次情報源により報告された副作用・感染症を報告者が徵候と症状を関連づ

けて再考し、簡潔な診断名にできる場合は、その旨を記載し、その理由を報告者の意見欄に記載する。本項目は日本語版M e d D R A収載用語を使用することができる。

- (2) 第一次情報源とは、当該報告を最初に報告する人物(医師、歯科医師、薬剤師及び消費者等)からの報告、文献等である。

1 9 第一情報源により報告された副作用／有害事象

- (1) 第一情報源により報告された報告対象の副作用・感染症を担当医等の第一情報源である報告者の言葉や短い語句を記載すること。
- (2) 自ら治験を実施した者による治験中で発現した副作用・感染症においては、治験分担医師があげた報告対象の副作用・感染症が該当する。

2 0 その他参考事項等(累積報告件数・使用上の注意記載状況等)

その他参考事項となる事項を以下の順で記載すること。

- ① 担当医等が報告した副作用・感染症名を全て記載する(報告対象以外の副作用・感染症名を含む)。
- ② これまでに報告された症例と同一の副作用等である場合、累積報告件数
- ③ これまでに報告された症例に関する追加報告(報告内容の変更を含む。)である場合、当該追加事項(入力例:「副作用名を○○から○○に変更、併用薬に○○を追加、投与開始日を○○→○○に変更」等)
- ④ 取り下げ報告を行った後に、その後の情報により再度報告対象となった場合、第一報時付与された識別番号
- ⑤ 当該報告に関連する使用上の注意、承認申請の資料概要又は治験薬概要書上の記載事項
- ⑥ 同一の外国症例をそれぞれ市販後及び治験で報告する必要がある場合、「外国副作用症例報告(市販後)」又は「外国感染症症例報告(市販後)」において既に提出済みである旨又は提出予定である旨
- ⑦ 二重盲検による報告の対照薬等の一般的名称、投与量等の情報
二重盲検による報告のうち開鍵されていない場合、対照薬や比較対照薬の一般的名称、投与量等の情報を入力すること。

【入力例】対照薬: プラセボ錠、1日1回

比較対照薬: アスコルビン酸100mg錠、1日1回

- ⑧ その他、必要な事項(例:FAX報告を行った場合、FAX報告を行った旨とFAX報告の日付。副作用等報告を留保している期間中に収集した副作用である旨等)

2 1 引用文献

(1) 引用文献

引用文献を記載する場合には、医学雑誌編集者国際委員会(International Committee of Medical Journal Editors)によって提案されたバンクーバー規約(「バンクーバー形式」として知られている)にしたがって記載することとし、著者名、表題についても記載すること。特殊な状況を含めた標準的なフォーマットが次の引用文献中にあるので参照すること:医学雑誌編集者国際委員会「生物医学雑誌への投稿のための統一規定」

N Engl J Med 1997; 336: 309-15.

(2) 試験名等

試験からの報告の場合は、「使用成績調査」、「特別調査」、「治験」及び「市販後臨床試験」等の試験名を記載すること。自ら実施した者が行う治験からの報告では「治験」を記載すること。

外国情報においては、また、本項目には試験番号や報告する副作用・感染症が観察された試験の種類を記載することができる。試験の種類とは、臨床試験、個人的患者使用(例:特別な使用(compassionate use)、指定患者(named patient)での使用)、その他の試験(例:薬剤疫学、薬剤経済学、集中モニタリング、PMS等)を記載できる。なお、依頼者(スポンサー)の試験番号及び副作用・感染症が観察された試験の種類が不明の場合は「不明」と記載すること。

2.2 資料一覧

第一次情報源から入手した資料や報告者が保有している資料(例:診療記録、病院の診療録、剖検報告、画像等)を記載すること。

2.3 検査及び処置の結果

発現した副作用・感染症に関連する検査値がない場合や、不明の場合は「特になし」あるいは「不明」と記載すること。

(1) 検査

当該副作用・感染症と関連のある検査項目を記載すること。その他に得られた検査結果についても記載しても差し支えない。

(2) 単位

検査項目の単位を記載すること。

(3) 検査項目の正常範囲低値、正常範囲高値

測定施設の正常範囲の低値及び高値を記載すること。

(4) 日付・結果

臨床検査の日付を年、月、日で記載し、日付と対応するように検査結果を記載すること。検査の数値が不明の場合は、正常または異常等結果が判断できる

ように記載すること。

検査日が不明な場合は、様式第8(三)の「診断に関連する検査及び処置の結果」欄に検査結果を記載すること。

(5) その他の情報の有無

その他、特記事項等がある場合に記載すること。

(6) 診断に関連する検査及び処置の結果

本項目には、上記(1)から(5)で記載できない検査結果(例:CT、MRI等)を簡潔に記載すること。また、副作用・感染症に関する臨床検査値または臨床検査データ入手できなかった場合は、本項目にその旨記載する。

2.4 過去の治療歴等に関する情報

(1) 関連する治療歴及び随伴状態

本症例を適切に理解するために必要な、疾病、妊娠などの状況、手術処置、精神外傷等(psychological trauma)等の情報を記載すること。副作用・感染症に関するある治療歴及び随伴状態症状であるかは原則として、第一次情報源の判断により行い、原疾患、合併症、既往歴(アレルギー歴を含む)として第一次情報源から報告されたものをすべて記載すること。なお、医薬品の副作用に関する使用歴については、様式第8(三)の「関連する過去の医薬品使用歴」欄に記載すること。

(2) 原疾患・合併症・既往歴

疾病、手術その他について記載すること。

(3) 治療開始日、治療終了日

治療開始または治療終了日を年、月、日で記載する。原疾患、合併症と判断される場合には継続と記載すること。

(4) 備考

正確な日付が不明であり、文章による記述がその症例の治療歴の理解に役立つ状況場合、または簡潔な補足情報が過去の治療歴との関連を示すのに役立つ状況を記載すること。

それぞれの治療歴及び随伴状態が原疾患、既往歴、合併症のいずれかに該当するかを記載することができる。

(5) その他の記述情報

入院・外来の区分、患者の職業、治療歴、特記すべき体質及び随伴症状等(副作用・感染症を除く。)のうち、症例の理解に有益な情報を記載すること。

例えば、職業上曝露する化学的物質等による作用についても考察する必要がある場合もあるので、可能な限り被験者等の仕事の内容が分かるように記載することができる。

(6) 関連する過去の医薬品使用歴

- ア 本項目では、過去に投与された医薬品において副作用が発現した状況等を記載すること。併用薬や今回の副作用・感染症に関する可能性のある薬剤は記載しないこと。記載方法は「第3 別紙様式第8(一)から(五)「治験薬副作用・感染症症例票」」の「13 治験薬及び医薬品の情報」の項を参照すること。
- イ 本項目に記載する情報には、類似薬の過去の使用経験も含まれる。本項目を適切に記載するためには、医学的判断が必要となることに留意すること。
- ウ 医薬品名の記載には、第一次情報源の表現をそのまま用いて記載すること。販売名、一般的名称及び薬効群名を記載してもよい。その医薬品やワクチンに対して過去に曝露されていない場合や過去には曝露後に副作用が見られなかつた場合では、「なし」と記載すること。

2.5 評価に関する情報

(1) 再投与又は再曝露の結果

本項目は、被疑薬の投与中止あるいは休薬した後に再投与等した場合の副作用・感染症に関する情報等を記載すること。被疑薬を再投与していない場合及び外国情報で再投与が行われたかどうか不明の場合は、記載しない。ただし、この場合であっても「第3 別紙様式第8(一)から(五)「治験薬副作用・感染症症例報告書」」の「25 評価に関する情報」の「(1)のウ 治験薬等に対して取られた処置」欄は記載すること。

ア 治験薬及び医薬品を入手した国(承認国)

治験薬及び医薬品を入手した国名を記載すること。外国情報の場合で不明、又は情報がない場合は、「不明」と記載すること。外国症例の報告の場合、不明であれば「不明」と記載する。

承認国については、被疑薬についてのみ記載すること。

イ 治験薬又は医薬品の販売名、一般的名称、開始日、終了日

記載にあたっては、「第3 別紙様式第8(一)から(五)「治験薬副作用・感染症症例票」」の「13 治験薬及び医薬品の情報」の項を参照すること。

ウ 治験薬等に対して取られた処置

本項目は副作用・感染症の転帰と併せて、投与中止に関する情報を「投与中止」、「減量」、「增量」、「投与量変更せず」、「不明」及び「非該当」の中から、いずれかを記載すること。併用薬の場合、空欄でもかまわないが、その後も継続中である場合(投与量変更せず)等、情報がある場合には記載してもよい。

エ 投与開始から発現までの時間間隔及び最終投与から発現までの時間間隔

副作用発現日、投与開始日、投与終了日のデータから算出可能であれば、記載を省略することができる。アナフィラキシーや不整脈のような短期間に発現

した場合は記載すること。

オ 再投与による再発の有無及び再投与により再発した副作用名

- (ア) 再投与により、副作用・感染症(報告対象の事象)の再発の有無を「はい」、「いいえ」及び「不明」の中から選択し記載すること。「はい」と記載した場合において、副作用名に再発した症状(報告対象の事象)を記載すること。
- (イ) 再投与後に発現した事象のうち、副作用・感染症(報告対象の事象)以外であれば再発の有無に「いいえ」と記載すること。
- (ウ) 再投与を行ったが、その事象が再度起こったかどうか分からぬ場合は、「不明」を記載すること。
- (エ) 外国情報で再投与が行われたかどうか不明の場合は、本項目の記載はしないこと。

(2) 治験薬と副作用等の因果関係

情報提供者又は第一次情報源の報告者等と本報告者における当該副作用・感染症又は有害事象の因果関係に関する評価結果の違いについて、評価方法等の違いを記載すること。なお、本項目は記載できる範囲で差し支えない。

ア 評価対象となる副作用又は有害事象名

報告対象となる副作用・感染症又は有害事象を記載すること。

イ 評価の情報源

情報提供者、第一次情報源の報告者、治験参加医師、規制当局、企業等を記載すること。

ウ 治験薬等と副作用／有害事象の因果関係(評価方法)

全般的な観察評価、アルゴリズム、Bardi又はベイズ計算法等の評価方法を記載すること。

エ 評価結果

各々の医薬品と副作用・感染症との因果関係の程度を記載すること。

【記載例】

評価対象となる副作用／有害事象名	評価の情報源	医薬品と副作用／有害事象の因果関係(評価方法)	評価結果
1 有害事象 1	報告者	全般的な観察評価	関連あり
	企業	アルゴリズム	関連があるかもしれない
	企業	Bardi	0.76
2 有害事象 2	報告者	全般的な観察評価	関連なし
	企業	アルゴリズム	関連があるかもしれない

	有害事象2	企業	Bardi	0. 48
3	有害事象3	企業	アルゴリズム	おそらく関連なし
	有害事象3	企業	Bardi	0. 22

(3) 治験薬等に関するその他の情報

前項に含まれない、症例に関係した医薬品に関するその他の情報を記載すること。例えば、有効期限が切れているとの情報、当該バッチ又はロットが試験され品質基準以内であることが判明した情報等を記載すること。また、本項目は医薬品の使用理由に関する追加情報等も記載できること。

(4) 死因

ア 報告された死因

記載にあたっては「第3 別紙様式第8(一)から(五)「治験薬副作用・感染症症例票」の「12 報告された死因(死亡の場合)」の項を参照すること。

イ 剖検の有無

剖検の実施の有無を「有」、「無」及び「不明」の中から選択し記載すること。

ウ 剖検による死因

本項目は、副作用によるか否かは関係なく、患者死亡の場合に記載すること。

2.6 親子に関する情報

(1) 本項目は親への治験薬等の投与により、その子及び胎児に副作用・感染症と疑われる反応が発現した場合の親の情報を記載すること。本項目の記載においては、以下の点に留意すること。

ア 親が投与されていた用量等については、別紙様式第8(一)の「治験薬副作用・感染症症例票」に記載すること。

イ 子及び胎児に影響する副作用・感染症がない場合には、本項目は記載しないこと。

ウ 胎児死亡又は早期自然流産の症例の場合には、親の報告のみとし、本項目は記載しないこと。

エ 親と子及び胎児の両者が有害事象を被った場合は、二つの報告書を提出するが、本項目には子及び胎児の報告時にのみ記載すること。この場合、それぞれの報告を関連づけるために、別紙様式第7(一)の「備考」欄中、「本報告と関連する報告の受付番号」欄に記載すること。この場合、第一報時には受付番号は記載しないが、「親子関連報告有り」と記載すること。

オ 子及び胎児だけが副作用・感染症(早期自然流産や胎児死亡以外)を被っている場合は、本報告中で子及び胎児の報告を行い、本項目に親に関する情報を記載

すること。

(2) 親の年齢、性別、身長、体重及び略名

記載にあたっては、「第2 別紙様式第8「治験副作用・感染症症例報告書」」を参照すること。

(3) 最終月経日

正確な日付(年・月・日)を記載する。不明の場合は「不明」と記載し、下記(3)曝露時の妊娠期間欄に必要な情報を記載すること。

(4) 曝露時の妊娠期間

最も早い曝露時の妊娠期間を記載すること。曝露時の妊娠期間は、日、週、月、三半期(Trimester)の数値と単位で示す。また、上記(2)最終月経日で正確な日付が記載できない場合に本項目は必ず記載すること。

(5) 発現時の妊娠期間

胎児での副作用・感染症の発現時(例えば、出産前に奇形等の副作用発現が認められた場合等)の妊娠期間を記載すること。

(6) 親の関連する治療歴及び随伴状態症状(原疾患・合併症・既往歴、開始日、終了日、備考)

親の疾病及び手術処置等を記載することができる。

記載にあたっては、「第3 別紙様式第8(一)から(五)「治験薬副作用・感染症症例票」」の「24 過去の治療歴等に関する情報」の項を参照すること。また、本項目には親の副作用・感染症／有害事象は記載しないこと。

(7) 親の関連する過去の医薬品使用歴(医薬品名、開始日、終了日、使用理由、副作用)

記載にあたっては、「第3 別紙様式第8(一)から(五)「治験薬副作用・感染症症例票」」の「24 過去の治療歴等に関する情報」の項を参照すること。

(8) 親の関連する治療歴及び随伴症状(副作用／有害事象を除く)

上記項目で記載していない内容について記載すること。

第4 別紙様式第9 「治験薬研究報告書」

1 「研究報告」の定義については、局長通知を参照すること。

2 記載にあたっては、「第2 別紙様式第8(一)から(五)「治験薬副作用・感染症症例報告書」」の項を参照すること。

第5 別紙様式第10 「治験薬 研究報告 調査報告書」

1 記載にあたっては、「第2 別紙様式第8(一)から(五)「治験薬副作用・感染症症

「例報告書」の項を参照すること。

2 研究報告の公表状況

- (1) 文献に公表された場合には、公表文献の誌名、刊行年、巻(号)、頁のほか、表題及び著者を記載すること。
- (2) 学会発表された場合には、演題名、発表者、学会名(発表年月日、開催地)を記載すること。
- (3) その他の手段による公表の場合には、その手段を具体的に記載すること。また、社内資料など未発表の場合には、「未発表」と記載し、表題、報告者、報告者の所属機関あるいは試験場所、実施年を記載すること。

3 公表国

当該研究報告の公表された国名を記載すること。

4 研究報告の概要

- (1) 「がん等の発生」、「発生傾向の変化」及び「効果を有しない」の中から該当するものにチェックすること。
- (2) 問題点の()の中には、当該研究報告の問題の要点を簡潔に記載すること。
- (3) 動物実験成績等の要点、著者の見解等を簡潔にまとめて記載すること。
- (4) 副作用・感染症の発生傾向が著しく変化したことに関する報告は、発生頻度が関係している期間(開発の相)、患者背景、分析方法、成績の解釈等を記載すること。

5 報告者の意見

報告者としての意見を記載すること。

6 今後の対応

当該措置報告に対する報告者の評価に基づく処置と今後の対策について記載すること。

7 その他参考事項等

同意説明文書、治験実施計画書、使用上の注意、承認申請の資料概要(使用上の注意案等)の記載状況やその他、必要な事項(例:FAX 報告を行った場合、FAX 報告を行った旨と FAX 報告の日付。副作用等留保している期間中に収集した研究報告である旨等)を記載すること。また、十分な情報が得られなかつた場合には、その旨記載すること。

第6 別紙様式第11 「治験薬 外国における製造等の中止、回収、廃棄等の措置報告書」

- 1 「外国における製造等の中止、回収、廃棄等の措置」の定義については、局長通知を参照すること。

2 記載にあたっては、「第2 別紙様式第8「治験薬副作用・感染症症例報告書」」の項を参照することとする。

第7 別紙様式第12 「治験薬 外国における製造等の中止、回収、廃棄等の措置調査報告書」

1 記載にあたっては、「第2 別紙様式第8「治験薬副作用・感染症症例報告書」」の項及び「第5 別紙様式第10「治験薬 研究報告 調査報告書」」の項を参照すること。

2 外国における措置の概要

- (1) 「製造・輸入の中止」、「販売中止」、「回収・廃棄」及び「その他」の中から該当するものにチェックする。
- (2) 問題点の()の中には、外国での措置の問題の要点を簡潔に記載すること。
- (3) 外国における製造等の中止、回収、廃棄等の措置に関する報告は、措置がとられた時期、理由、予想される影響等を記載すること。

3 報告者の意見

報告者としての意見を記載すること。

4 今後の対応

当該研究報告に対する報告企業の評価に基づく処置と今後の対応について記載すること。

5 その他参考事項等

同意説明文書、治験実施計画書、使用上の注意、承認申請の資料概要(使用上の注意案等)の記載状況やその他、必要な事項(例:FAX 報告を行った場合、FAX 報告を行った旨と FAX 報告の日付。副作用等留保している期間中に収集した研究報告である旨等)を記載すること。また、十分な情報が得られなかった場合には、その旨記載すること。

別表1

薬事法施行規則第66条の7

- ①死亡
- ②障害
- ③死亡につながるおそれのある症例
- ④障害につながるおそれのある症例
- ⑤治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例
- ⑥①から⑤までに掲げる症例に準じて重篤である症例
- ⑦後世代における先天性の疾病又は異常

薬審第227号審査課長通知

- 死に至るもの(症例)
- 永続的又は顯著な障害・機能不全に陥るもの(症例)
- 生命を脅かすもの(症例)
- 治療のため入院又は入院期間の延長が必要となるもの(症例)
- その他の医学的に重要な状態
- 先天異常を来すもの(症例)

別表2

投与経路記入一覧表

記入番号	投与経路	記入番号	投与経路	記入番号	投与経路	記入番号	投与経路
001	耳介	021	角膜内	041	静脈内点滴	061	局所
002	頬側 (バッカル)	022	冠動脈内	042	静脈内 (明記されていない場合)	062	経皮
003	皮膚	023	皮内	043	膀胱内	063	経乳
004	歯	024	脊髄内	044	イオン浸透法	064	経胎盤
005	頸管内	025	肝臓内	045	鼻	065	不明
006	洞内	026	病巣内	046	閉鎖包帯法	066	尿道
007	気管内	027	リンパ腺内	047	眼	067	腔
008	硬膜外	028	骨髄内	048	経口		
009	羊膜外	029	髄膜内	049	口腔咽頭		
010	血液透析	030	筋肉内	050	その他		
011	海綿体内	031	眼内	051	非経口		
012	羊膜内	032	心膜内	052	関節周囲		
013	動脈内	033	腹腔内	053	神経周囲		
014	関節内	034	胸膜腔内	054	直腸		
015	子宮内	035	滑膜内	055	吸入		
016	心臓内	036	腫瘍内	056	眼球後		
017	空洞内	037	包膜内	057	結膜下		
018	大脳内	038	胸腔内	058	皮下		
019	頸内	039	気管内	059	真皮下		
020	槽内	040	静脈内急速	060	舌下		

別表3

投与剤型記入一覧表

分類	入力文字	説明
(経口剤)	TAB	錠剤(通常の剤皮を施した錠剤、糖衣錠、舌下錠、口腔錠を含む。ただし、徐放錠(「SRT」)、壁錠(外用剤「IMP」)は含まない)
	CAP	カプセル(ただし、徐放性カプセル「SRC」は含まない)
	GRA	顆粒
	POW	散剤(ただし、外用剤の撒布粉剤「ダステイングパウダー」「DPO」は含まない)
	FGR	細粒
	SYR	シロップ(ドライシロップを含む)
	ENT	腸溶剤
	SRC	徐放性カプセル
	CTS	カシュー(オブラート囊を含む)
	CTB	咀嚼錠
	DRO	ドロップ
	PIL	丸剤(錠剤は含まない)
	SOL	内用液剤(経口投与される液体剤型のものはすべて含むシロップ「SYR」を除く)
	LOZ	菓子錠剤(トローチ、飴類等)
	SRT	徐放錠
	SRG	徐放性顆粒
	POR	剤型の明確でない経口剤(*) * 経口剤として、錠剤、顆粒剤等複数の剤型が市販されており、そのいずれか不明な場合は「XXX」ではなく、「POR」となることに注意すること。
(注射剤)	INJ	注射剤(用時溶解のものを含む。また、経中心静脈栄養剤も含む)
(外用剤)	DPO	撒布粉剤(ダステイングパウダー)
	LOT	ローション(眼科用ローションを除く)
	OIT	軟膏・クリーム
	SHP	シャンプー
	SPR	スプレー(吸入剤を除く)
	LIQ	外用液剤(リニメントを含む)
	TAP	テープ剤(パッパー剤を含む)
	AER	エアゾール(吸入用定量噴霧式エアゾールのみ。外皮用のエアゾールは「SPR」とすること)
	EDR	点耳剤
	EED	点眼剤
	EOI	点眼軟膏
	NDR	点鼻剤(点鼻スプレーを含む)
	INH	吸入剤(吸入麻酔剤、吸入用スプレーを含む)
	INS	ガス吸入剤(亜酸化窒素等)
	SPC	スピンキヤップ
	MWH	含そう剤
	SUP	肛門坐剤
	IMP	挿入剤(壁坐剤、壁錠等)
	ENM	浣腸剤
	JEL	ゼリー
(その他)	EXT	剤型の明確でない外用剤
	INF	注入剤(腹膜灌流液等)
	XXX	不明

別表4

薬事法施行規則第66条の7

①死亡

②障害

③死亡につながるおそれ
のある症例

④障害につながるおそれ
のある症例

⑤治療のために病院又は
診療所への入院又は入院
期間の延長が必要とされる
症例

⑥①から⑤までに掲げる症例
に準じて重篤である症例

⑦後世代における先天性の
疾病又は異常

薬審第227号審査課長通知

死に至るもの(症例)

永続的又は顯著な障害・機能不全
に陥るもの(症例)

生命を脅かすもの(症例)

治療のため入院又は入院期間の
延長が必要となるもの(症例)

その他の医学的に重要な状態

先天異常を来すもの(症例)

別表5

投与経路記入一覧表

分類	記入記号	分類	記入記号	分類	記入記号	分類	記入記号
経口	PO	肋膜内	CS	眼内(注射を含む)	IO	局所注入	TI
注射	IJ	胸腔内	PL	耳内	AU	髄膜・髄腔内・ケモ膜下等	MY
動脈内	IA	心臓内	IC	直腸内	PR	硬膜外	ED
静脈内	IV	子宮内	IU	腔内	VA	骨髓内	ME
点滴静注	DR	口腔内(トローチ等)	OR	通気	IS	腱鞘内	TT
皮下	SC			局所	TO*	神經幹内	NE
筋肉内	IM	バッカル(含嗽剤を含む)	BU	局所(ODT)	OD*	埋込み	MP
皮内	ID			SY	結膜	CO	
関節内	IR	舌下	SL	全身(但し、全身塗布等、外用での使用に限る)	XX		
腹腔内(腹膜灌流を含む)	IP	吸入	IH				
包膜内	TH	歯科(注射を含む)	DE				
気管内	TR	脳内	CE	膀胱内	IB		
肺腔内	IL	鼻内	IN	尿道内	UR		

* テープ剤は「OD」、パップ剤は「TO」と記載する。

別表6

投与剤型記入一覧表

分類	入力文字	説明
(経口剤)	TAB	錠剤(通常の剤皮を施した錠剤、糖衣錠、舌下錠、口腔錠を含む。ただし、徐放錠「SRT」、壁錠(外用剤「IMP」)は含まない)
	CAP	カプセル(ただし、徐放性カプセル「SRC」は含まない)
	GRA	顆粒
	POW	散剤(ただし、外用剤の撒布粉剤「ダステイングパウダー」「DPO」は含まない)
	FGR	細粒
	SYR	シロップ(ドライシロップを含む)
	ENT	腸溶剤
	SRC	徐放性カプセル
	CTS	カシュー(オブラート囊を含む)
	CTB	咀嚼錠
	DRO	ドロップ
	PIL	丸剤(錠剤は含まない)
	SOL	内用液剤(経口投与される液体剤型のものはすべて含むシロップ「SYR」を除く)
	LOZ	菓子錠剤(トローチ、飴類等)
	SRT	徐放錠
	SRG	徐放性顆粒
	POR	剤型の明確でない経口剤(*) *経口剤として、錠剤、顆粒剤等複数の剤型が市販されており、そのいずれか不明な場合は「XXX」ではなく、「POR」となることに注意すること。
(注射剤)	INJ	注射剤(用時溶解のものを含む。また、経中心静脈栄養剤も含む)
(外用剤)	DPO	撒布粉剤(ダステイングパウダー)
	LOT	ローション(眼科用ローションを除く)
	OIT	軟膏・クリーム
	SHP	シャンプー
	SPR	スプレー(吸入剤を除く)
	LIQ	外用液剤(リニメントを含む)
	TAP	テープ剤(パッパー剤を含む)
	AER	エアゾール(吸入用定量噴霧式エアゾールのみ。外皮用のエアゾールは「SPR」とすること)
	EDR	点耳剤
	EED	点眼剤
	EOI	点眼軟膏
	NDR	点鼻剤(点鼻スプレーを含む)
	INH	吸入剤(吸入麻酔剤、吸入用スプレーを含む)
	INS	ガス吸入剤(亜酸化窒素等)
	SPC	スピニキャップ
	MWH	含そう剤
	SUP	肛門坐剤
	IMP	挿入剤(壁坐剤、壁錠等)
	ENM	浣腸剤
	JEL	ゼリー
	EXT	剤型の明確でない外用剤
(その他)	INF	注入剤(腹膜灌流液等)
	XXX	不明

